

原子力事業者防災業務計画修正届出書

25原機(サ保)062

平成25年12月20日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 茨城県那珂郡東海村村松4番地

氏名 独立行政法人日本原子力研究開発機構

理事長 松浦 祥次郎

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者

所 属 保安管理部 危機管理課長

電 話 029-282-1111 (代表)

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を修正したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村村松4番地33
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	・核燃料物質使用許可 昭和42年10月2日 ・再処理事業指定 平成17年10月1日
原子力事業者防災業務計画修正年月日	平成25年12月20日
協議した都道府県知事及び市町村長	・茨城県知事 橋本 昌 殿 ・東海村長 山田 修 殿
予定される要旨の公表の方法	・報道機関への公表 ・インターネットでの公開

独立行政法人日本原子力研究開発機構
東海研究開発センター
核燃料サイクル工学研究所

原子力事業者防災業務計画

平成 25 年 12 月 20 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
東海研究開発センター
核燃料サイクル工学研究所

原子力事業者防災業務計画修正の履歴

修正No.	修正年月日	修 正 理 由
制定	平成 12 年 6 月 26 日	
1	平成 13 年 7 月 19 日	茨城県地域防災計画等の修正に伴う修正
2	平成 14 年 7 月 10 日	茨城県地域防災計画等の修正に伴う修正
3	平成 15 年 7 月 28 日	茨城県地域防災計画等の修正に伴う修正
4	平成 16 年 7 月 29 日	関係機関の名称変更等に伴う修正
5	平成 17 年 10 月 1 日	二法人統合に伴う修正
6	平成 18 年 10 月 5 日	所要の見直しに伴う修正
7	平成 19 年 10 月 4 日	所要の見直しに伴う修正
8	平成 20 年 10 月 7 日	茨城県地域防災計画等の修正に伴う修正
9	平成 21 年 10 月 7 日	茨城県地域防災計画等の修正に伴う修正
10	平成 22 年 10 月 7 日	関係機関の名称変更等に伴う修正
11	平成 23 年 10 月 6 日	所要の見直しに伴う改訂
12	平成 25 年 3 月 18 日	原災法及び関係省令改正に伴う修正
13	平成 25 年 12 月 20 日	原災法関係政省令等改正に伴う修正

目 次

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	3
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	3
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	4

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 組織・体制の整備	5
1. 原子力防災組織	
2. 原子力防災要員	
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者	
4. 通報連絡体制	
第2節 原子力防災組織の運営	6
1. 原子力防災組織の設置及び解散	
2. 権限の行使	
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	7
1. 放射線測定設備の整備	
2. 原子力防災資機材及びその他の資機材の整備	
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	9
1. オフサイトセンターに備え付ける資料	
2. 緊急時対策所に備え付ける資料	
3. E R Cに備え付ける資料	
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備等の整備	9
1. 緊急時対策所	
2. 集合・避難場所	
3. 医療施設及び設備等	
4. 気象観測設備	
第6節 原子力防災教育及び原子力防災訓練	9
1. 原子力防災教育	
2. 原子力防災訓練	
第7節 関係機関との連携	10
1. 国との連携	
2. 地方公共団体との連携	
3. 防災関係機関との連携	
4. オフサイトセンター及び支援・研修センターとの連携	
第8節 事業所外運搬における特定事象等に対する措置	11
1. 事前措置	
2. 体制の整備	

第3章	緊急事態応急対策等の実施	
第1節	初動対応	13
1.	現地対策本部の設置	
2.	通報連絡	
3.	情報の収集と提供	
4.	所内周知	
5.	通話制限	
第2節	応急措置	14
1.	応急措置の実施計画	
2.	応急措置の実施	
3.	事業所外運搬における応急措置の実施	
4.	応急措置の実施報告	
5.	原子力防災要員等の派遣	
第3節	緊急事態応急対策	18
1.	原子力緊急事態宣言時の措置	
2.	緊急事態応急措置の実施	
第4章	原子力災害事後対策	
第1節	緊急事態応急対策等の報告	19
第2節	復旧対策	19
1.	復旧計画の策定及び復旧対策の実施	
2.	被災者の相談窓口の設置	
3.	原因究明と再発防止対策の実施	
4.	原子力防災要員等の派遣	
第5章	その他	
第1節	他の原子力事業者への協力	21

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所（以下「サイクル研究所」という。）における原子力災害予防対策、応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、国民の生命、身体及び財産に生ずる被害をいう。

2. 特定事象

原災法第10条第1項の基準に該当する事象をいう。別表－1に該当する事象を示す。

3. 原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準でサイクル研究所の敷地外（ただし、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外へ放出された事態をいう。）へ放出された事態をいう。別表－2に該当する事象を示す。

4. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するために実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

5. 応急措置

サイクル研究所において特定事象が発生した場合に、原子力防災組織が行う原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置をいう。

6. 原子力緊急事態宣言

原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

7. 原子力緊急事態解除宣言

原災法第 15 条第 4 項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

8. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力防災組織が原子力災害の拡大の防止を図るために実施すべき応急の対策をいう。

9. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第 2 条第 2 項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

10. 原子力事業者

次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

- イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「規制法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。この号において同じ。）を受けた者
- ロ 規制法第 23 条第 1 項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者
- ハ 規制法第 43 条の 4 第 1 項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者
- ニ 規制法第 44 条第 1 項の規定に基づく再処理の事業の指定を受けた者
- ホ 規制法第 51 条の 2 第 1 項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者
- ヘ 規制法第 52 条第 1 項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第 56 条の 3 第 1 項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）

サイクル研究所において原災法の対象となる施設を別表－3 に示す。

11. 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

12. 原子力防災管理者

原災法第 9 条第 2 項に基づきサイクル研究所を統括管理する者とし、この計画ではサイクル研究所長とする。

13. 指定行政機関

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 2 条第 3 号に規定する機関をいう。

14. 指定地方行政機関

災対法第 2 条第 4 号に規定する機関をいう。

15. 緊急事態応急対策等

原災法第 16 条に規定する原子力緊急事態に係る原子力緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策をいう。

16. 関係周辺市町村

サイクル研究所に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につきサイクル研究所の原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると茨城県知事が認めた市町村をいう。

第 3 節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

サイクル研究所の原子力施設の設計、建設、運転の各段階及び事業所外運搬においては、規制法等による国の安全規制に基づき、深層防護等の考え方により、各種の安全確保対策を講じている。

これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質又は放射線が異常な水準でサイクル研究所外（事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災対策であり、原災法、その他の原子力災害防止に関する法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合の拡大防止及び復旧を図るために実施すべき事項について定めておく必要がある。

このため、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等（原災法第 10 条第 1 項に規定する通報、原災法第 25 条に規定する応急措置を含む。以下同じ。）、原子力災害事後対策の各段階における次の諸施策についてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図ることとする。

段 階	施 策
原子力災害予防対策	周到かつ十分な予防対策を行うための体制の整備、原子力防災資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施等
緊急事態応急対策等	迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等
原子力災害事後対策	適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等

第 4 節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用に当たっては、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策の各段階において、災対法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策

が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

- (1) 防災基本計画 第 11 編 原子力災害対策編
- (2) 茨城県、東海村の原子力災害に関する地域防災計画
- (3) 関係周辺市町村の地域防災計画

第 5 節 原子力事業者防災業務計画の修正

1. 原子力防災管理者は、この計画が地域防災計画に抵触しないことの確認を含め毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは、次項以降の手順に従いこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、検討の結果修正の必要がない場合であっても、その旨を茨城県及び東海村の原子力防災担当課長並びに原子力防災専門官に報告する。
2. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
3. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとする日の 60 日前までに茨城県知事及び東海村長に修正案を提出し、協議する。
4. 理事長は、この計画を修正したときは、速やかに様式 1 によって内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
また、原子力防災管理者は国に提出した様式の写し及びこの計画の要旨を、茨城県及び東海村の原子力防災担当課長に提出する。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 組織・体制の整備

1. 原子力防災組織

(1) 原子力防災組織の設置

① サイクル研究所

原子力防災管理者は、特定事象又は原子力緊急事態（以下「特定事象等」という。）が発生した場合に、その拡大防止又は復旧を図るために必要な業務を行うため、原子力防災組織として現地対策本部を組織する。別図－1に現地対策本部体制を示す。

② 機構本部

理事長は、サイクル研究所が行う対策活動を支援する組織として機構対策本部を組織する。別図－2に機構の防災体制及び機構対策本部組織を示す。

(2) 原子力防災組織の構成

現地対策本部は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及びその他の原子力災害対策を担当する従業員（以下「原子力防災要員等」という。）で構成される。原子力防災管理者は、原子力防災要員等を事前に指名し、関係者に周知する。なお、現地対策本部長は、原子力防災管理者とする。

(3) 原子力防災組織の任務

原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。

(4) 派遣要員

原子力防災管理者は、原子力防災要員等のうち、サイクル研究所外への派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員の職務は、以下のとおりとする。

① 原子力規制庁緊急時対策センター（以下「ERC」という。）、原災法第12条第1項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）、茨城県、東海村、関係周辺市町、原子力緊急時支援・研修センター（以下「支援・研修センター」という。）、警察機関、消防機関、海上保安部署その他の関連機関等（以下「防災関係機関」という。）の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力

② 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力

2. 原子力防災要員

(1) 原子力防災要員の配置

原子力防災管理者は、原子力災害の発生又は拡大を防止するための業務に従事させるため、原子力防災組織に原子力防災要員を置く。

(2) 原子力防災要員の選任

原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員の中から原子力防災要員を選任する。

(3) 原子力防災要員の職務

原子力防災要員の職務は、別表－4に示す職務とし、原子力防災要員はそれぞれ指名された業務を行う。

(4) 原子力防災要員を変更した場合の措置

理事長は、原子力防災要員を置いた場合又は変更したときは、様式2により、原子力防災要員を置いた場合又は変更した日から7日以内に、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長へ届け出る。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者の職務は、以下のとおりとする。

- ① 現地対策本部の統括管理に関すること
- ② 放射線測定設備その他必要な施設及び原子力防災資機材等の整備に関すること
- ③ 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施に関すること
- ④ 原子力防災要員等の指名に関すること
- ⑤ 関係機関への通報連絡体制の整備及通報連絡の実施に関すること
- ⑥ 応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施に関すること
- ⑦ 関係機関との連携及び情報の収集と活用に関すること
- ⑧ 他の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力に関すること
- ⑨ その他必要な事項

なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者の職務は、以下のとおりとする。

- ① 原子力防災組織の統括に関する原子力防災管理者の補佐
- ② 原子力防災管理者がサイクル研究所不在時における職務の代行
(別表－5に代行順位を示す。)

(3) 原子力防災管理者・副原子力防災管理者を選任及び解任した場合の措置

理事長は、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、選解任の日から7日以内に、様式3により原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出る。

4. 通報連絡体制

サイクル研究所における特定事象等が発生した又は発生するおそれがある場合の通報連絡体制は、以下のとおりとする。

- (1) 特定事象等が発生した場合は、別図－3(1)、(2)のとおりとする。
- (2) 特定事象等が発生するおそれのある場合は、原子力規制委員会、茨城県、東海村等に通報連絡する。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 原子力防災組織の設置及び解散

(1) 現地対策本部の設置

- ① 原子力防災管理者は、特定事象等に該当すると判断した場合は、直ちにサイクル研究所内に防災体制を発令するとともに、原子力防災要員等を構内放送等で招集し、速やかに現地対策本部を設置する。

- ② 原子力防災管理者は、現地対策本部を設置した場合、速やかに安全統括部長に連絡する。

(2) 機構対策本部の設置

- ① 安全統括部長は、原子力防災管理者からサイクル研究所内に防災体制を発令した連絡を受けた場合、直ちに理事長に報告する。
- ② 理事長は、安全統括部長の報告を受けた場合、直ちに機構対策本部要員を招集し、速やかに機構対策本部を設置する。

(3) 現地対策本部の解散

- ① 現地対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、オフサイトセンターに設置されている現地事故対策連絡会議（特定事象の場合）又は原子力災害合同対策協議会（原子力緊急事態の場合）と協議し現地対策本部を解散する。
 - a. 特定事象が発生した場合、当該事象の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が終息している場合。
 - b. 原子力緊急事態が発生した場合、内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われ、かつ、当該事象の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が終息している場合。
 - c. 原子力災害事後対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断した場合。
- ② 現地対策本部長は、現地対策本部を解散した場合、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を除き、原子力防災要員等を現職に復帰させる。
- ③ 原子力防災管理者は、現地対策本部を解散した場合は、機構対策本部長に連絡する。

(4) 機構対策本部の解散

- ① 機構対策本部長は、原子力防災管理者と協議し、機構対策本部が行うべき対応について、機構本部の通常の業務体制によって対応できると認めるとき、機構対策本部を解散する。
- ② 機構対策本部長は、現地対策本部の解散を確認した後に機構対策本部を解散するものとする。

2. 権限の行使

- (1) 特定事象等が発生し又は発生するおそれがあり、現地対策本部が設置された場合、サイクル研究所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、現地対策本部のもとで行う。
- (2) 原子力防災管理者は、現地対策本部を設置した場合、現地対策本部長として、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとるものとする。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。
- (3) 原子力防災要員等は、現地対策本部長の指揮のもとで、自己の属する班の業務及び自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動を行う。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 放射線測定設備の整備

(1) 放射線測定設備の整備及び記録に関する措置

原子力防災管理者は、原災法第 11 条に定める放射線測定設備に関して次に掲げる措置を講ずる。

- ① 放射線測定設備は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションとし、別図－４のとおり 10 式設置する。
- ② 放射線測定設備はその検出部、表示及び記録装置その他主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- ③ 放射線測定設備を設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- ④ 放射線測定設備は、毎年 1 回以上校正する。
- ⑤ 放射線測定設備は、故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理する。
- ⑥ 放射線測定設備により測定した放射線量は、記録媒体に記録して 1 年間保存するとともに、茨城県及び東海村へ定期的に報告する。また、これらは機構ホームページ等により公表する。

(2) 放射線測定設備を設置又は変更した場合の措置

理事長は、放射線測定設備を新たに設置又は変更したときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 設置又は変更した日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に様式 4 にて放射線測定設備の現況を届け出る。
- ② 原災法第 11 条第 5 項の原子力規制委員会が行う検査を受検するため、様式 5 にて原子力規制委員会に検査を申請し、受検する。

2. 原子力防災資機材及びその他の資機材の整備

(1) 原子力防災資機材

- ① 原子力防災管理者は、別表－６に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、これらの操作習熟に努める。
- ② 不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- ③ 理事長は、原子力防災資機材を新たに備え付けたときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に 7 日以内に様式 6 により届け出る。また、毎年 9 月 30 日現在における備え付けの現況を 10 月 7 日までに様式 6 により届け出る。

(2) その他の資機材

原子力防災管理者は、別表－７に定める資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

(3) 国、地方公共団体等への貸与資機材

原子力防災管理者は、原災法第 26 条第 3 項の規定に基づき国、地方公共団体等への貸与資機材について、必要数を確保するために機構内の他事業所（原子力科学研究所、大洗研究開発センター）と連携して確保する。なお、不足の際は、機構対策本部長に要請して行う。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. オフサイトセンターに備え付ける資料

原子力防災管理者は、オフサイトセンターに備え付けるため、別表－8に定める資料のうち、原災法第12条第4項に基づくものを所定の手続きにより内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料について定期的に見直しを行うとともに変更があったときも、同様とする。

2. 緊急時対策所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表－8に定める資料を緊急時対策所に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. E R Cに備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表－8に定める資料をE R Cに備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備等の整備

1. 緊急時対策所

原子力防災管理者は、原子力災害対策活動の拠点施設となる緊急時対策所及びその関連設備を整備する。

2. 集合・避難場所

原子力防災管理者は、別図－5に示す場所を集合・避難場所に指定し、サイクル研究所内に周知する。また、これを変更したときも同じとする。

3. 医療施設及び設備等

原子力防災管理者は、ヨウ素剤などの医薬品の確保、従業員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置を行うために、放射線保健室、健康管理棟、医務棟を整備する(別図－5参照)。また、従業員等の救急医療(スクリーニングの結果、被ばくのない一般傷病者の治療を含む。)体制を確立するため、あらかじめ近隣の外部医療機関にその協力を求める。

4. 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図－5に示す気象観測設備を整備するとともに、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 気象観測機器は、観測装置の機能について毎年1回以上点検を行う。
- (2) 気象観測結果は、記録媒体に記録し、1年間保存する。
- (3) 気象観測設備に不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

第6節 原子力防災教育及び原子力防災訓練

1. 原子力防災教育

- (1) 原子力防災管理者は、原子力災害対策の円滑な実施に資するため、原子力防災要員等に対し、別表－9に掲げる項目のうち必要な防災教育を行う。
- (2) この教育は、規制法に基づくサイクル研究所の保安規定に定める保安教育と兼ねて実施することができる。
- (3) 原子力防災教育を実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

2. 原子力防災訓練

(1) サイクル研究所の原子力防災訓練

- ① 原子力防災管理者は、特定事象等が発生した時に現地対策本部が有効に機能することを確認するため、原子力防災要員等を対象に別表－10に基づき原子力防災訓練を実施する。
- ② この訓練は、規制法に基づくサイクル研究所の保安規定に定める保安訓練と兼ねて実施することができる。
- ③ 原子力防災管理者は、別表－10に示す総合訓練の実施に当たり訓練計画を策定し、訓練実施前に原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
- ④ 原子力防災管理者は、訓練実施後に評価を行って課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行うなど今後のサイクル研究所における原子力災害対策に反映させる。
- ⑤ 原子力防災管理者は、別表－10に示す総合訓練を実施した場合、地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、その結果を評価し、様式10により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

(2) 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施する際に、要請があった場合は、これに共催、参加又は協力し、訓練計画の策定や、訓練内容に応じてオフサイトセンターへの原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な業務を実施する。

第7節 関係機関との連携

1. 国との連携

(1) 平常時の連携

- ① 原子力防災管理者は、原子力規制委員会、その他関係省庁及び原子力防災専門官とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- ② 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画その他原子力災害対策に関する指導及び助言があった場合は、これらに基づき必要な措置を行う。
- ③ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法に基づき業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- ④ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法に基づき事業所の立入検査を求められた場合は、必要な受検対応を行う。

(2) 特定事象等発生時の連携

- ① 原子力防災管理者は、オフサイトセンターに設置される現地事故対策連絡会

議及び原子力災害合同対策協議会に別表－11(1)～(3)に定める要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講じる。

- ② 原子力防災管理者は、原災法に基づき原子力災害対策本部が設置された場合、原子力災害対策本部長の指示に基づき必要な業務を行う。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力規制庁又は国土交通大臣から規制法第 64 条第 3 項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

(1) 平常時の連携

- ① 原子力防災管理者は、茨城県、東海村、関係周辺市町及び防災関係機関と茨城県原子力防災連絡協議会等を通じて平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- ② 原子力防災管理者は、茨城県知事及び東海村長から原災法に基づき業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- ③ 原子力防災管理者は、茨城県知事、東海村長から原災法に基づきサイクル研究所への立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
- ④ 原子力防災管理者は、茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムへ環境放射線データや放出源情報を提供するための設備等を整備・維持する。
- ⑤ 原子力防災管理者は、住民の避難計画等の作成について茨城県及び関係市町村から要請があれば、これに協力する。

(2) 特定事象等発生時の連携

- ① 原子力防災管理者は、原災法に基づき地方公共団体に災害対策本部が設置された場合、必要に応じて別表－11(1)～(3)に定める要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講じるとともに、自治体災害対策本部の長と協調して必要な業務を行う。
- ② 現地対策本部長は、地方公共団体が住民広報を行う場合、環境への影響・放射線状況、所掌施設の運転状況等の必要な情報を提供するように協力する。

3. 防災関係機関との連携

原子力防災管理者は、防災関係機関と平常時から協調して防災情報の収集及び提供等の相互連携を図るとともに、特定事象等が発生した場合は、相互に連携して原子力災害対策を行う。

4. オフサイトセンター及び支援・研修センターとの連携

原子力防災管理者は、オフサイトセンター、支援・研修センターとの一体的な運営が可能となるよう平常時から協調して防災情報の収集及び提供等の相互連携を図るとともに、特定事象等が発生した場合は、相互に連携して原子力災害対策を行う。

第 8 節 事業所外運搬における特定事象等に対する措置

1. 事前措置

原子力防災管理者は、事業所外運搬における特定事象等を想定し次に掲げる措置を講じる。

- (1) 特定事象等が発生した時の応急措置計画、対応組織及びその役割分担、通報連絡体制、携行する資機材等を記載した運搬計画書等の作成及び携行
- (2) 非常通信用資機材及び防災資機材の携行

2. 体制の整備

原子力防災管理者は、事業所外運搬において特定事象が発生した場合に備え、次に掲げる措置を的確に実施するための体制を整備する。

- (1) 放射線障害を受けた者の救助等の措置
- (2) 事象の発生及びその経過、応急措置の実施状況等の通報連絡体制
- (3) 消火、延焼防止等の応急措置
- (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
- (6) 環境放射線モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等の汚染の拡大の防止及び除去
- (8) その他放射線障害防止のために必要な措置

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 初動対応

1. 現地対策本部の設置

原子力防災管理者は、特定事象に該当すると判断した場合は、サイクル研究所内に防災体制を発令するとともに、速やかに原子力防災要員等を招集し、現地対策本部を設置して、自ら現地対策本部長としてこれを指揮する。

2. 通報連絡

- (1) 原子力施設に異常が発生し、又はそのおそれがある場合（特定事象及び原子力緊急事態が発生した場合を除く。）における通報連絡

別表－3に示す施設において、事故が発生し、特定事象に至っていないもののその可能性がある場合等においては、規制法、茨城県原子力安全協定等及び事故対策規則その他のサイクル研究所の規程等に基づき、原子力規制委員会、茨城県、東海村等の関係機関に対し、通報連絡を行う。

- (2) 特定事象発生に係る通報連絡

原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、様式7(1)に必要事項を記入し、直ちに別図－3(1)に示す通報先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信するとともに、送信後、直ちに主要な機関等に対してはその着信を電話にて確認する。

また、サイクル研究所長が責任を持つ事業所外運搬の場合にあつては、様式7(2)に必要事項を記入し、直ちに別図－3(1)に示す通報先のほか、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、防災関係機関にファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、送信後、直ちに主要な機関等に対してはその着信を電話にて確認する。

上記による通報連絡ができない場合には、通報は、様式7(1)又は様式7(2)に掲げる事項について行うものとし、また、通報の方法は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に対し確認することにより行う。

なお、通報連絡及び報告を行った場合は、その発信資料等を記録として保存する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 情報の収集

現地対策本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

- ① 事故の発生時刻及び場所
- ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- ④ サイクル研究所敷地周辺における放射線量率及び放射性物質量の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- ⑥ 気象状況
- ⑦ その他必要と認める事項

- (2) 情報の提供

現地対策本部長は、続報として上記収集内容について様式 8 (1) (事業所外運搬時は 8 (2)) を用いて別図－ 3 (1) に示す通報先にファクシミリ装置等を用いて送信してその旨を速やかに電話で連絡するとともに、応急措置活動に支障の生ずることがないように、必要に応じて国、関係する地方自治体及び防災関係機関と通報内容についての確認を行う。

また、現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する情報を継続的に収集し、適宜前段と同様に通報連絡する。

4. 所内周知

現地対策本部長は、特定事象が発生した場合、構内放送等によりサイクル研究所内の従業員等に対して発災事象の状況等を周知する。

5. 通話制限

現地対策本部長は、原子力災害対策実施時の保安通信を確保するため必要と認めた時は、通話制限その他必要な措置を講じる。

第 2 節 応急措置

1. 応急措置の実施計画

現地対策本部長は、本節に示す応急措置の実施に当たり、優先順位を考慮して措置内容及び実施担当者を明確にした上で、下記事項に関する措置の実施計画を策定する。

- (1) 施設や設備の整備及び点検
- (2) 故障した設備等の応急の復旧
- (3) その他応急措置の実施に必要な事項

2. 応急措置の実施

(1) 避難指示と構内規制

① 避難指示

現地対策本部長は、特定事象が発生した場合、サイクル研究所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない従業員等及び来訪者等（以下「研究所避難者」という。）に対してあらかじめ定められた避難場所への避難を指示する。ただし、サイクル研究所敷地内の放射線状況等によりあらかじめ指定した避難場所に誘導することが困難になった場合、現地対策本部長は、放射線状況等を考慮して新たな場所に避難誘導を指示することができる。また、現地対策本部長は、状況に応じて研究所避難者の避難誘導を行う者（以下「避難誘導員」という。）を配置し、その業務にあたらせる。

② 避難の周知

現地対策本部長は、サイクル研究所内に避難を指示する場合、構内放送等により避難場所、立入禁止区域等及び避難の際の防護措置を周知する。この際、来訪者に対しては、状況に応じてバス等による輸送もしくは避難誘導員による誘導案内等を行い、避難場所への避難が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。

③ 入構制限措置及び構内規制

現地対策本部長は、特定事象が発生した場合、原子力災害対策活動に関係のない者及び車両のサイクル研究所敷地内への入構を制限する。また、サイクル研究所敷地内における原子力災害対策活動に関係ない車両の使用を制限又は禁止する。

(2) 放射線量の測定等及び避難に関する情報提供

① 放射線量の測定及び評価

現地対策本部長は、サイクル研究所内及び敷地周辺の放射線量率及び放射性物質について継続的に測定を行う。なお、放射線測定設備にて $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出（落雷の影響によるものであることが明らかであるものを除く。）された場合は、速やかに当該放射線測定設備の付近にて中性子線測定器により中性子線を測定する。また、現地対策本部長は、放射性物質が外部に放出された場合、これらの測定データや気象観測データに基づき環境への影響を評価する。

② 測定及び評価結果の共有

現地対策本部長は、茨城県と情報交換を行い、環境放射線モニタリングの結果及びその評価を共有する。

③ 避難に関する情報提供

現地対策本部長は、オフサイトセンター立ち上げ以前において、放射線量測定の結果、サイクル研究所敷地外の公衆に対して屋内退避又は避難場所への避難が必要であると考えられる場合は、直ちにその旨を茨城県知事及び関係する市町村長に連絡し、サイクル研究所近隣住民等の避難に関する情報を提供する。

(3) 救助及び救護活動

現地対策本部長は、発生事象の状況及び被ばく線量に応じ適切な救護措置を行う。

① 救助活動

現地対策本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、可能な限り負傷者等を放射線による影響の少ない場所へ速やかに救助するために必要な措置を講じる。

② 救護活動

現地対策本部長は、必要に応じて負傷者等を放射線保健室、健康管理棟又は医務棟に搬送し、応急処置及び除染等の措置を講ずるとともに、その症状に応じて茨城県及び被ばく医療機関（初期・二次・三次）に連絡をとり、移送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。

なお、一般傷病者についても、必要に応じて放射線保健室、健康管理棟又は医務棟にて応急処置等を施すとともに医療機関へ移送するなど必要な措置を講じる。

③ 二次災害防止に関する措置

現地対策本部長は、機構内他拠点、他の原子力事業者及び防災関係機関から派遣された要員（以下「派遣防災要員」という。）到着時又は医療機関へ負傷者等の移送及び治療の依頼等を行う際、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況、移送及び治療の際の放射線量率等救急隊等の被ばく防止のために必要な情報を伝達し、放射線管理要員が同行する等の措置を講じる。

(4) 消火活動

現地対策本部長は、特定事象発生時に火災が発生した場合、直ちに消防署に連絡するとともに、速やかに火災の状況を把握して安全を確保しつつ迅速に初期消

火活動を行う。

(5) 汚染拡大の防止及び防護措置

- ① 現地対策本部長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じて構内放送等を行い、サイクル研究所構内にいる者に周知する。
- ② 現地対策本部長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に必要な措置を講じる。
- ③ 現地対策本部長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護措置（防護服、防護マスク、個人線量計の着用等）を講じる。

(6) 線量評価

現地対策本部長は、必要に応じて研究所避難者及び原子力防災要員等の線量評価を行う。また、放射性物質による身体汚染が確認された場合には、速やかに汚染除去を行う。

(7) 広報活動

現地対策本部長は、特定事象が発生した場合、所掌施設の状況、応急措置の概要等の公表する内容を取りまとめ、国及び茨城県政記者クラブのほか、状況に応じてプレスセンターを開設し、定期的に広報活動を実施する。

(8) 応急復旧

① 施設及び設備の点検・整備

現地対策本部長は、制御室等の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、サイクル研究所諸施設及び設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。

② 応急の復旧対策

現地対策本部長は、特定事象の拡大防止を図るため、第1項で策定した実施計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

(9) 特定事象の拡大防止を図るための措置

現地対策本部長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定、特定事象の拡大防止措置の検討及び実施のため、次に掲げる措置を実施する。

- ① 主要運転データにより所掌施設の運転状態を把握し、臨界状態、火災・爆発その他これらに類する事象、全ての動力電源の喪失あるいはその可能性の有無を評価する。
- ② 発生事象に対する安全機能等の健全性を把握し、事故の拡大の可能性の予測を行うとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。
- ③ 可能な限り発生事故等に起因する放射性物質の漏えいや汚染の程度を定量的に推定し、外部への放射性物質の放出量予測を行う。
- ④ 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。
- ⑤ 事故発生工程については、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。
- ⑥ その他の工程については、当該施設の保安維持を行う。
- ⑦ 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。
- ⑧ その他必要な措置を行う。

(10) 資機材の調達及び輸送

現地対策本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、

不足している資機材がある場合、購入又は借用により調達する。また、現地対策本部長は、サイクル研究所において十分に調達できない場合、機構対策本部長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

(11) 応援の要請

現地対策本部長は、サイクル研究所において応急措置に必要な要員が十分に確保できない場合、機構対策本部長に必要とする派遣防災要員の確保及び派遣を要請する。

3. 事業所外運搬における応急措置の実施

核燃料物質等の事業所外運搬に従事する者（以下「運搬従事者」という。）が、事業所外運搬中に特定事象の発生を確認した場合は、直ちに原子力防災管理者に事故の発生及び状況を通報する。また、現地対策本部長は、運搬従事者に前項に準じて以下に掲げる応急措置を行わせるとともに、直ちに事故現場へ必要な要員を派遣する。運搬従事者は、派遣された要員とともに最寄りの防災関係機関と協力して応急措置を実施し、原子力災害の発生又は拡大の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出・応急手当等の救護措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) 環境放射線モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等の漏えい又は汚染の拡大防止及び汚染の除去
- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

4. 応急措置の実施報告

現地対策本部長は、応急措置を行うとき又は行ったときは、その概要について様式9(1)又は(2)を用いて速やかに別図－3(1)に示す通報先に報告する。報告は、ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を電話で連絡することにより行う。

なお、事業所外運搬の場合にあっては、上記報告先の他、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県、市町村及び防災関係機関に報告する。

5. 原子力防災要員等の派遣

現地対策本部長は、ERC、オフサイトセンター、茨城県、東海村、関係周辺市町、防災関係機関の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表－11(1)～(3)に示す原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与、通信手段の確保等その他必要な措置を講じる。

派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき現地対策本部と連絡を密にして概ね次に掲げる業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報及び要請事項等を現地対策本部長に報告する。

- (1) 特定事象の経過及び実施した応急処置の説明
- (2) 事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案への参加
- (3) 広報、住民相談窓口への協力

(4) スクリーニングを主とした初期被ばく医療への協力

また、原子力防災管理者は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要な措置を講じるとともに機構内の他事業所の応援も必要とする時は、機構対策本部長に要請する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 原子力緊急事態宣言時の措置

現地対策本部長は、周辺環境の放射線又は所掌施設の状態が別表－2に定められた基準に至った場合は、サイクル研究所内に原子力緊急事態発生を宣言するとともに、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 直ちにその旨を様式7(1)又は8(1)（事業所外運搬時は様式7(2)又は8(2)）を用いて別図－3(1)の通報先に同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに直ちにその旨を電話で連絡する。また、現地対策本部長が原子力緊急事態宣言後に政府対策本部、政府現地対策本部（原子力災害合同対策協議会）との連絡を密にするために行う報告及び情報伝達についても同様に行う。
- (2) サイクル研究所内の従業員等に対して、直ちにその旨を構内放送等により周知する。
- (3) 機構対策本部長に対して、直ちにその旨を報告する。

2. 緊急事態応急措置の実施

現地対策本部長は、原子力緊急事態が発生した場合、緊急事態応急措置としてこの計画第3章第2節に示す各措置の特定事象を原子力緊急事態に読み替えて、原子力緊急事態解除宣言があるまで実施する。

第4章 原子力災害事後対策

原子力防災管理者は、内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害の拡大の防止又は復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。なお、特定事象が発生した場合も、状況に応じて本章に準じて事後対策を実施する。

第1節 緊急事態応急対策等の報告

原子力防災管理者は、原子力緊急事態が発生したときは、その状況及び実施した緊急事態応急対策の概要、並びに原子力災害事後対策の実施の方針を、原子力緊急事態解除宣言があった日から速やかに原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に報告する。

なお、事業所外運搬の場合にあつては、上記報告先の他、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長及び防災関係機関にその旨を報告する。

第2節 復旧対策

1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施

原子力防災管理者又は現地対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、計画及び実施内容を原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長及び関係周辺市町長に報告する。

- (1) 原子力施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子力施設の除染、放射線のしゃへい等の実施
- (3) 原子力施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項

2. 被災者の相談窓口の設置

機構対策本部長は、速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

3. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

4. 原子力防災要員等の派遣

原子力防災管理者は、E R C、オフサイトセンター及び茨城県、東海村の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表-11(1)～(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与、通信手段の確保等その他必要な措置を講じる。なお、関係周辺市町長及び防災関係機関については必要に応じて同様の措置を講じる。

(1) 広報活動に関する事項

- ① サイクル研究所とオフサイトセンターとの情報交換
- ② 報道機関への情報提供
- ③ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等への対応

(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ① 環境放射線モニタリング
- ② 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（初期被ばく医療への協力を含む。）
- ③ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員等は、オフサイトセンターに設置される原子力災害現地対策本部及び地方公共団体の災害対策本部等（対策本部等が解散されている場合は派遣先）の指示に基づき現地対策本部と連絡を密にして必要な業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報及び要請事項等を原子力防災管理者に報告する。

また、原子力防災管理者は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要な措置を講じるとともに機構内の他事業所の応援も必要とする時は、機構対策本部長に要請する。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

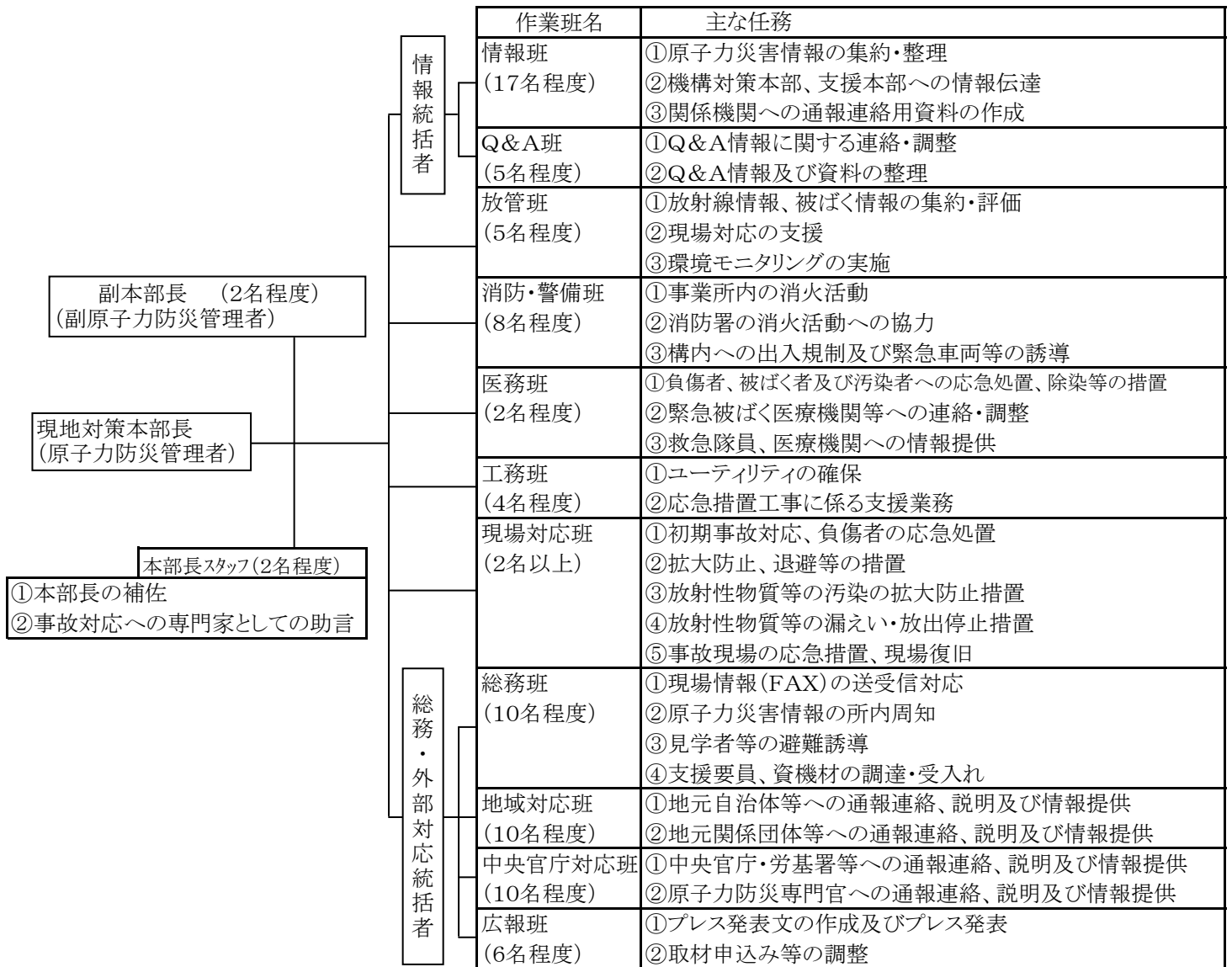
他の原子力事業者で特定事象等が発生した場合、原子力防災管理者は、安全統括部長からの要請に応じ、当該事業者、オフサイトセンター、支援・研修センター、地方公共団体及び防災関係機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる事項について要請内容に応じて必要な原子力防災要員等及び支援・研修センター指名専門家の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な協力を行う。

- (1) 緊急時モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（初期被ばく医療への協力を含む。）
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (5) 避難者（災害時要援護者を含む。）の搬送・誘導等への協力

また、別途茨城県・東海村・大洗町等に立地している原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）」に基づく要請により、サイクル研研究所以外の原子力事業所で発生した特定事象等への支援を行う場合についても、原子力防災管理者は、原子力防災要員等及び支援・研修センター指名専門家の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な協力を行う。

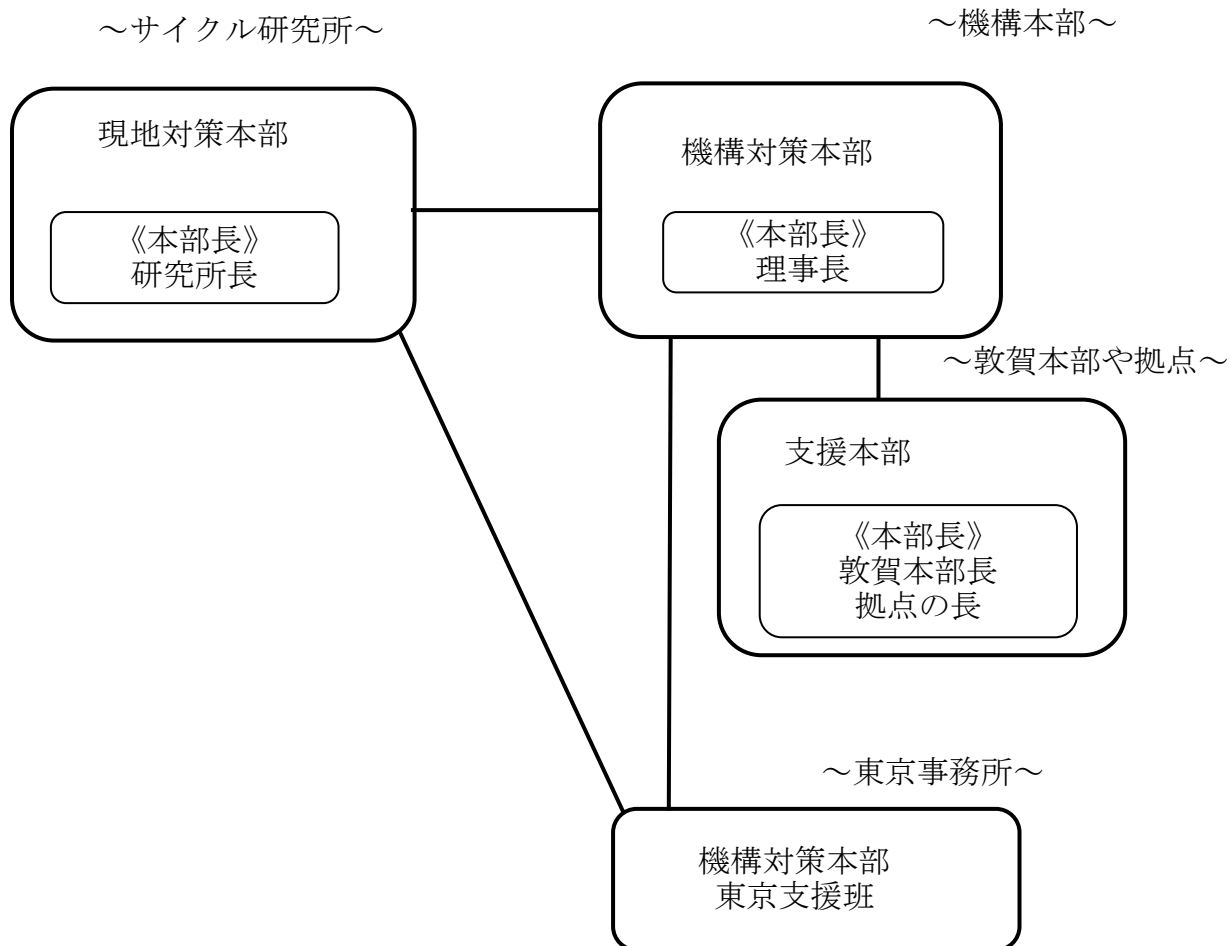
図表リスト

別図－１	サイクル研究所原子力防災組織	1
別図－２	機構の防災体制及び機構対策本部組織	2
別図－３(１)	通報連絡体制（機構外関係機関）	3
別図－３(２)	通報連絡体制（機構内）	4
別図－４	サイクル研究所敷地周辺の放射線測定設備	5
別図－５	原子力災害対策活動で使用する施設、設備、資機材保管場所	6
別表－１	原災法第10条第1項に基づく通報基準	7
別表－２	原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態発令の基準	9
別表－３	原災法対象施設	11
別表－４	原子力防災要員の職務	12
別表－５	原子力防災管理者の代行順位	13
別表－６	原子力防災資機材	14
別表－７	その他の防災資機材	15
別表－８	原子力災害対策活動で使用する資料	16
別表－９	原子力防災教育	17
別表－10	原子力防災訓練	17
別表－11(１)	特定事象応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	18
別表－11(２)	原子力緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	19
別表－11(３)	原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	20
様式１	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	21
様式２	原子力防災要員現況届出書	22
様式３	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	23
様式４	放射線測定設備現況届出書	24
様式５	放射線測定設備の性能検査申請書	25
様式６	原子力防災資機材現況届出書	26
様式７(１)	特定事象発生通報	27
様式７(２)	特定事象発生通報	28
様式８(１)	特定事象発生通報（第２報以降）	29
様式８(２)	特定事象発生通報（第２報以降）	30
様式９(１)	応急措置の概要報告	31
様式９(２)	応急措置の概要報告	32
様式10	防災訓練実施結果報告書	33



各班の人数は、各部・センター毎に指名している構成員数が異なるため、防災管理棟に配置されるおおよその班員数を記載。原子力防災管理者は、必要に応じてその他の作業班を編成するものとする。

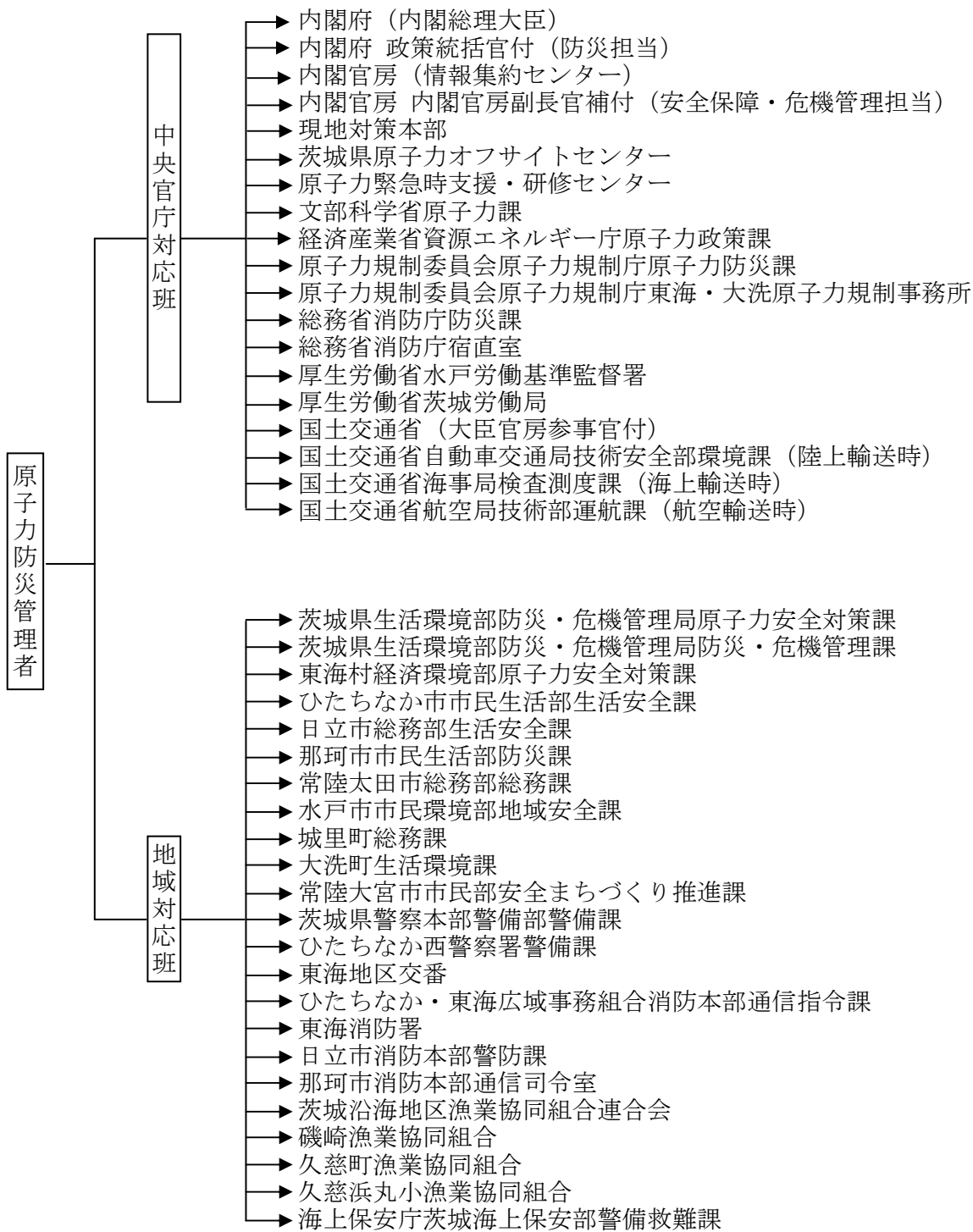
別図－１ サイクル研究所原子力防災組織



構 成	主な任務
機構対策本部長	本部長代理
	本部長補佐
	本部付 (4名程度)
	本部長スタッフ (2名程度)
	情報専任者
	情報班 (20名程度)
	広報班 (3名程度)
	総務班 (2名程度)
	人事班 (5名程度)
	資材調達班 (4名程度)
	厚生医療班 (3名程度)
	東京支援班 (15名程度)

各班の人数は、機構対策本部に配置されるおよその班員数を記載。

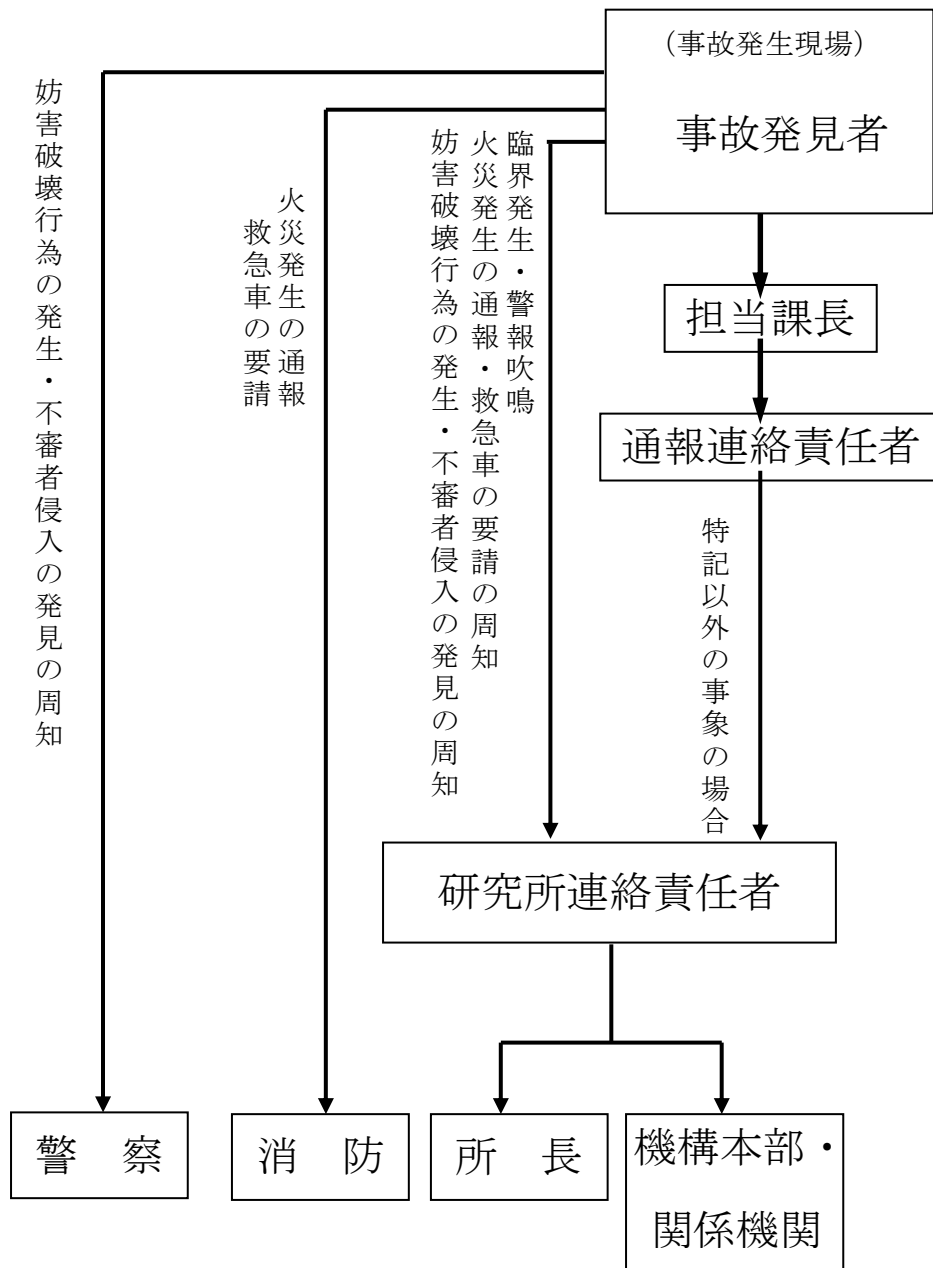
別図－２ 機構の防災体制及び機構対策本部組織



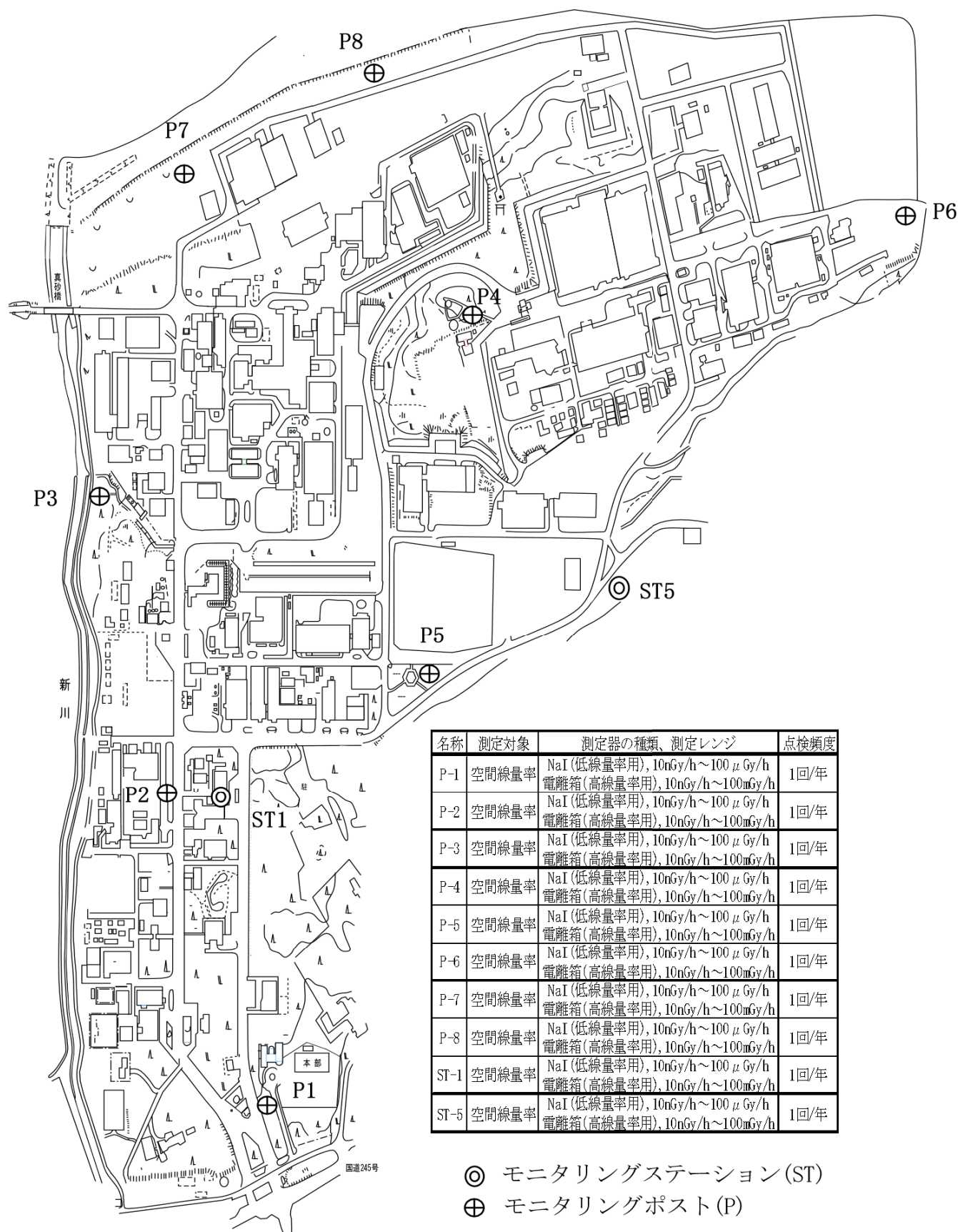
注－１： 放射性物質が外部へ放出された場合は、茨城県港湾課及びその他港湾関係機関へ通報する。

注－２： 臨界警報が吹鳴した場合は、茨城東病院へ通報する。

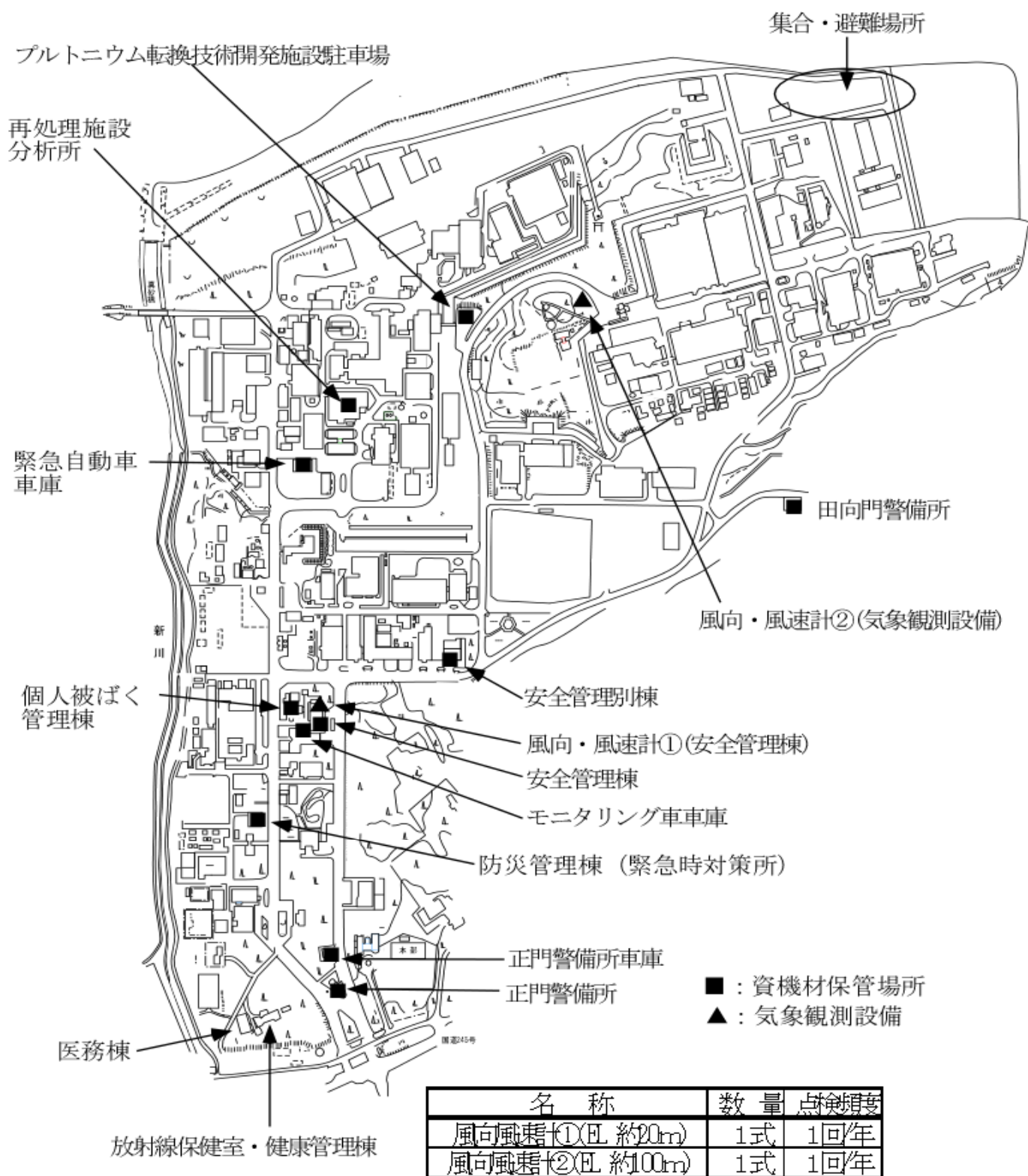
別図－３（１） 通報連絡体制（機構外関係機関）



別図－３（２） 通報連絡体制（機構内）



別図ー 4 サイクル研究所敷地周辺の放射線測定設備



別図－5 原子力災害対策活動で使用する施設、設備、資機材保管場所

別表－１ 原災法第10条第１項に基づく通報基準

事 象	通報基準
放射線測定設備放射線量異常 (政令第4条第4項第1号)	法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の1又は2以上について$5\mu\text{Sv/h}$以上のとき。 ただし、当該数値が落雷のときに検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 (「原子力規制委員会規則で定める場合」については、サイクル研究所は該当事項はなし。) 法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて$5\mu\text{Sv/h}$を下回っている場合において、当該放射線測定設備の1又は2以上についての数値が$1\mu\text{Sv/h}$以上であるときは、通報事象等規則第4条で定めるところにより中性子線測定用可搬式測定器により測定された放射線量と当該放射線測定設備における放射線量を合算した値が$5\mu\text{Sv/h}$以上のとき。 (中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、行う。)
排気筒放出 (通常放出される部位からの放出) (政令第4条第4項第2号)	各施設毎の排気モニタの通報事象等規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた通報設定レベルを超える放出があった場合 ・濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度等を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表1(第5条関係)に基づく係数を乗じて得た値(10分間以上継続) ・放射能の測定により管理すべき放射性物質にあつては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度等に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表2(第5条関係)に基づく係数を乗じて得た値(累積) ただし、各施設毎の排気モニタ通報設定レベルについては別途定める。
排水口放出 (通常放出される部位からの放出) (政令第4条第4項第2号)	通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の50倍に相当する放出があった場合 また、再処理施設にあつては、一回の海洋放出中に、水中の放射性物質による実効線量が$50\mu\text{Sv}$となる値を検出した場合 ただし、排水口毎の通報設定レベルについては別途定める。
管理区域の外の区域における放射線量異常(火災・爆発その他これらに類する事象発生時) (政令第4条第4項第3号)	・管理区域の外の区域で$50\mu\text{Sv/h}$以上(10分間以上継続) ・管理区域の外の区域で通報事象等規則第6条第2項に定められる放射性物質の種類に応じた濃度限度の50倍相当以上($5\mu\text{Sv/h}$相当) ・放射線量又は放射性物質濃度の測定が困難な場合であつて、管理区域の外の区域で$50\mu\text{Sv/h}$以上(10分間以上継続)又は濃度限度の50倍以上が検出される蓋然性が高い場合

事業所外運搬放射線量異常 (火災・爆発・その他これらに類する事象) (政令第4条第4項第4号)	・ 100 μ Sv/h以上 (容器から1m離れた地点) ・ 容器の特性ごとに原子力委員会規則・国土交通省令で定める放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合
臨界 (政令第4条第4項第5号)	・ 再処理のための施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。 ・ 核燃料物質の使用のための施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。
再処理施設の動力電源の喪失 (政令第4条第4項第5号)	・ 再処理施設の運転中にすべての動力電源が喪失し、30分以内に電源の回復ができない場合
再処理施設の貯蔵槽での液面低下 (政令第4条第4項第5号)	・ 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下した場合
再処理施設の制御室の使用不能 (政令第4条第4項第5号)	・ 再処理施設の制御室が使用できなくなった場合

注) 事象には、「その他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力委員会規則 (事業所外運搬に係る事象にあっては原子力委員会規則・国土交通省令) で定めるもの」を含める。

別表－２ 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準

事 象	発令の基準
放射線測定設備放射線量異常 (政令第6条第3項第1号)	政令第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は政令第6条第1項の放射線測定設備及び政令第6条第2項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、2地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合に限る。） について、$5\mu\text{Sv/h}$以上のとき。 （「政令第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量」については、別表－１を参照。） （「政令第6条第1項の放射線測定設備」とは、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものをいう。）
排気筒放出 (通常放出される部位からの放出) (政令第6条第4項第1号)	各施設毎の排気モニタの通報事象等規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた緊急事態設定レベルを超える放出があった場合 ・濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度等に相当する値に、排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表1（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（10分間以上継続） ・放射能の測定により管理すべき放射性物質にあつては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度等に相当する値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表2（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（累積） ただし、各施設毎の排気モニタ緊急事態設定レベルについては別途定める。
排水口放出 (通常放出される部位からの放出) (政令第6条第4項第1号)	通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の50倍に相当する放出があった場合（10分間以上継続） また、再処理施設にあつては、一回の海洋放出中に、水中の放射性物質による実効線量が5mSvとなる値を検出した場合 ただし、排水口毎の通報設定レベルについては別途定める。

管理区域の外の区域における放射線量異常（火災・爆発その他これらに類する事象発生時） （政令第6条第3項第2号及び政令第6条第4項第2号）	・管理区域の外の区域で5mSv/h以上（10分間以上継続） ・管理区域の外の区域で通報事象等規則第6条第2項に定められる放射性物質の種類に応じた濃度限度の5000倍相当以上（500μSv/h相当） ・放射線量又は放射性物質濃度の測定が困難な場合であつて、管理区域の外の区域で5mSv/h以上（10分間以上継続）又は濃度限度の5000倍以上が検出される蓋然性が高い場合
事業所外運搬放射線量異常 （政令第6条第3項第3号）	・10mSv/h以上（容器から1m離れた地点） ・容器の特性ごとに主務省令で定める放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合
臨界 （政令第6条第4項第3号）	・核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。

注）事象には、「その他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあつては原子力委員会規則・国土交通省令）で定めるもの」を含める。



別表－３ 原災法対象施設

	施 設 名 称
1	再処理施設
2	プルトニウム燃料第一開発室
3	プルトニウム燃料第二開発室
4	プルトニウム燃料第三開発室
5	プルトニウム廃棄物処理開発施設
6	B棟
7	ウラン廃棄物処理施設（ウラン系廃棄物貯蔵施設）
8	ウラン廃棄物処理施設（第２ウラン系廃棄物貯蔵施設）
9	ウラン廃棄物処理施設（焼却施設）
10	ウラン廃棄物処理施設（廃油保管庫）
11	ウラン廃棄物処理施設（廃水処理室）
12	J棟
13	M棟
14	東海事業所第２ウラン貯蔵庫
15	高レベル放射性物質研究施設

別表－４ 原子力防災要員の職務

原子力防災要員の職務	原子力防災組織の班名	要 員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他関係者との連絡調整	情報班 地域対応班 中央官庁対応班	情報統括者 情報班長 地域対応班長 中央官庁対応班長
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力	副原子力防災管理者	副原子力防災管理者
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	広報班	広報班長 広報班長代理
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	放管班	放管班長 放管班長代理
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	現場対応班	現場対応班長 他*
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	現場対応班	現場対応班長 他*
被ばく者等のスクリーニング及び汚染の除去	現場対応班 放管班	現場対応班長 他* 放管班長 放管班長代理
被ばく者の救助その他の医療機関に関する措置の実施	現場対応班 医務班 放管班	現場対応班長 他* 医務班長 医務班長代理 放管理班長 放管班長代理
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	総務班	総務班長 総務班長代理
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業員等の避難誘導	現場対応班 消防・警備班 総務班	現場対応班長 他* 消防・警備班長 消防・警備班長代理 総務班長 総務班長代理

*：「現場対応班長 他」とは、以下の通りとする。

福島技術開発試験部・環境技術管理部	部長
	施設担当課長
	施設担当チームリーダー
再処理技術開発センター プルトニウム燃料技術開発センター	センター長
	施設担当部長
	施設担当課長

別表－５ 原子力防災管理者の代行順位

順位	役 職 名
1	所長代理
2	副所長（再処理技術開発センター長）
3	副所長（地層処分研究開発部門長）
4	保安管理部長
5	計画管理室長
6	プルトニウム燃料技術開発センター長
7	福島技術開発試験部長
8	環境技術管理部長
9	工務技術部長
10	放射線管理部長
11	保安管理部次長
12	再処理技術開発センター 副センター長
13	プルトニウム燃料技術開発センター 副センター長

別表－6 原子力防災資機材

分類	原子力防災資機材現況届出書の名称		点検頻度	点検内容	保管場所	数量
放射線用線器障害	汚染防護服		1回／年	外観・員数	安全管理別棟	20着
	呼吸用ボンベ付き防護マスク		1回／年	外観・員数	再処理施設分析所	20着
	フィルタ付き防護マスク	全面マスク	1回／年	外観・員数	資機材運搬車	3台
		半面マスク	1回／年	外観・員数	安全管理別棟	10個
					再処理施設分析所	10個
					安全管理別棟	10個
再処理施設分析所	10個					
非常用通信機器	緊急時電話回線		1回／月	外観・機能・員数	防災管理棟	1回線
	ファクシミリ		1回／月	外観・機能・員数	防災管理棟	1台
	携帯電話等	携帯電話	1回／月	外観・機能・員数	防災管理棟	10台
		所内用 P H S	1回／月	外観・機能・員数	防災管理棟	10台
					正門警備所	7台
					田向門警備所	1台
情報通信車		2台				
衛星携帯電話	1回／月	外観・機能・員数	防災管理棟	1台		
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気モニタ	1回／年	機能・員数	再処理施設主排気筒	1式
					再処理施設第一付属排気筒	1式
					再処理施設第二付属排気筒	1式
					プルトニウム燃料第一開発室	1式
					ウラン貯蔵庫	1式
					プルトニウム燃料第二開発室	1式
					プルトニウム燃料第三開発室	1式
					プルトニウム廃棄物処理開発施設	1式
					プルトニウム廃棄物貯蔵施設	1式
					第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	1式
					高レベル放射性物質研究施設	1式
					B棟	1式
					J棟	1式
					東海事業所第2ウラン貯蔵庫	1式
					第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	1式
	M棟	1式				
	ガンマ線測定用サーベイメータ		1回／年	外観・機能・員数	資機材運搬車	6台
	中性子線測定用サーベイメータ		1回／年	外観・機能・員数	安全管理棟	1台
	空間放射線積算線量計		1回／年	外観・員数	モニタリング車	1台
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	α線用	1回／年	外観・機能・員数	個人被ばく管理棟	4本
		β線用	1回／年	外観・機能・員数	資機材運搬車	6台
	可搬式ダスト測定関連機器	ダストサンプラ	1回／年	外観・機能・員数	資機材運搬車	6台
		測定器	1回／年	外観・機能・員数	安全管理棟	4台
	可搬式の放射線ヨウ素測定関連機器	ヨウ素サンプラ	1回／年	外観・機能・員数	安全管理棟	1台
		測定器	1回／年	外観・機能・員数	安全管理棟	2台
	個人用外部被ばく線量測定機器		1回／年	外観・機能・員数	安全管理棟	1台
その他	モニタリング車	1回／年	外観・機能・員数	個人被ばく管理棟	30個	
その他資機材	ヨウ素剤		1回／年	外観・員数	個人被ばく管理棟	30個
	担架		1回／年	外観・員数	安全管理棟	1台
	除染用具		1回／年	外観・員数	モニタリング車	1台
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	救急車	道路運送車両法による	員数	安全管理棟	2台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	消防タンク車	道路運送車両法による	員数	安全管理棟	1台
		消防化学車	道路運送車両法による	員数	安全管理棟	1台
		緊急時自動車車庫		緊急時自動車車庫	緊急時自動車車庫	緊急時自動車車庫

別表－ 7 その他の防災資機材

分類	法令による名称		点検頻度	点検内容	保管場所	数量
放射線 防護用 器具 障害	汚染防護服		1回／年	外観・員数	資機材運搬車	50着
	呼吸用ボンベ付き防護マスク		1回／年	外観・員数	資機材運搬車	3台
	フィルタ付き防護マスク	全面	1回／年	外観・員数	資機材運搬車	20個
		半面			正門警備所	20個
非常用 通信 機器	緊急時電話回線		1回／月	外観・機能・員数	防災管理棟	1回線
	所轄消防本部との専用回線		1回／月	外観・機能・員数	防災管理棟	1回線
	ファクシミリ	非常時優先回線	1回／月	外観・機能・員数	防災管理棟	3台
		衛星回線	1回／月	外観・機能・員数	情報通信車	1台
	携帯電話等	衛星携帯電話	1回／月	外観・機能・員数	防災管理棟	1台
					情報通信車	1台
計測器 等	表面汚染密度測定用サーベイメータ	α線用	1回／年	外観・機能・員数	資機材運搬車	6台
		β線用	1回／年	外観・機能・員数	資機材運搬車	6台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		1回／年	外観・機能・員数	安全管理棟	4台
	中性子線測定用サーベイメータ		1回／年	外観・機能・員数	資機材運搬車	1台
	個人用外部被ばく線量測定機器		1回／年	外観・機能・員数	正門警備所	20個
その他 資機材	可搬型貯槽		1回／年	外観・員数	緊急時自動車車庫	2基
	移動式発電機		1回／年	機能・員数	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ転換技術開発施設駐車場	2台
	資機材運搬車		道路車両運送法による	員数	緊急時自動車車庫	1台
	情報通信車		道路車両運送法による	員数	防災管理棟駐車場	1台
	消防タンク車		道路車両運送法による	員数	正門警備所車庫	1台
					緊急時自動車車庫	1台
	ホイールローダ		1回／年	機能・員数	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ転換技術開発施設駐車場	1台
	油圧ショベル		1回／年	機能・員数	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ転換技術開発施設駐車場	1台

別表－８ 原子力災害対策活動で使用する資料

	資 料 名	オフサイトセンター	オフサイトセンター (事業者 ブース)	ERC (事業者 ブース)	現地対 策本部	機構対 策本部
1. 組織及び 体制に関 する資料	原子力事業者防災業務計画 ※ 1	○	○	○	○	○
	再処理施設保安規定 ※ 1	○	○	○	○	○
	核燃料物質使用施設保安規定 ※ 1	○	○	○	○	○
	現地対策本部構成員リスト	－	○	－	○	－
2. 社会環境 に関する 資料	サイクル研究所周辺地域地図	－	○	○	○	○
	サイクル研究所周辺人口関係資料	－	○	○	○	○
3. 放射能推 定に関す る資料	サイクル研究所施設配置図 ※ 1	○	○	○	○	○
	サイクル研究所気象観測関連資料	－	○	○	○	○
	サイクル研究所周辺環境モニタリング関連資料	－	○	○	○	○
	再処理事業指定申請書 ※ 1	○	○	○	○	○
	核燃料物質使用変更許可申請書(1式) ※ 1	○	○	○	○	○
	再処理施設工程系統図	－	○	○	○	○
	再処理施設制御系統図	－	○	○	○	○
	再処理施設放射線管理基準	－	○	○	○	○
	核燃料物質使用施設放射線管理基準	－	○	○	○	○
	主要設備の概要説明資料	－	○	○	○	○
3. 事業所外 運搬に関 する資料	事業所外運搬計画書 ※ 2	－	－	－	○	－

※ 1 原災法第12条第4項に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設に備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料

※ 2 事業所外運搬実施時に配置

別表－ 9 原子力防災教育

教育項目	教育項目	対象者	頻度
原子力防災体制、組織及び地域防災計画に関する知識	・ 原災法の概要 ・ 原子力事業者防災業務計画の概要 ・ 特定事象、原子力緊急事態の基準 ・ サイクル研究所の原子力防災組織の構成、各班の職務	原子力防災要員等のうち指名された者	・ 新たに指名された時 ・ 法、計画等に変更が生じたとき
各部・センターが所掌する施設に関する知識	各部・センターが所掌する施設に関する下記に示す事項 ・ 安全管理に関する基本的事項 ・ 施設及び設備に係る事項 ・ 放射線管理設備に係る事項	下記の班員のうち指名された者 ・ 現場対応班員 ・ 放管班員（所掌する施設に限る）	・ 新たに指名された時 ・ その後は1回／3年
放射線防護に関する知識	・ 放射線に関する基礎知識 ・ 放射線による被ばくとその経路 ・ 放射線の人体に及ぼす影響 ・ 放射線防護のための措置	下記の班員のうち指名された者 ・ 現場対応班員 ・ 放管班員	・ 放射線業務従事者に指定された時 ・ その後は1回／3年
放射線及び放射性物質の測定機器、測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	・ 測定機器の用途とその目的 ・ 測定機器の取扱と測定方法	下記の班員のうち指名された者 ・ 現場対応班員 ・ 放管班員	・ 新たに指名された時 ・ 機器・設備に変更が生じたとき

（注）防災教育を受けたものは、必要に応じ所属する班の要員に伝達教育を行う。

別表－ 10 原子力防災訓練

訓練項目	訓練内容	対象者	頻度
総合訓練	機構本部と合同による総合防災訓練を行い、機構内における情報連絡、技術的検討、サイクル研究所現地対策本部の支援等が円滑に行われることを確認する。 訓練では、特定事象等を想定し、以下の内容を適宜組み合わせて行う。 ① 現地対策本部の設営 ② 事象進展状況等の情報収集及び関係箇所への通報連絡 ③ 環境モニタリング ④ 研究所避難者の避難誘導訓練	サイクル研究所及び機構本部の原子力防災組織を構成する原子力防災要員等	1回／年

* 国、茨城県主催の原子力防災訓練又は保安規定に基づく総合訓練と兼ねることができる。

別表－１１(１) 特定事象応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣先*1	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務
1. 原子力規制庁 E R C	2 名	携帯電話	1 台	事故情報の提供 決定事項の伝達 情報の共有
2. オフサイトセンター	9 名	携帯電話	1 台	事故情報の提供 原子力災害対策協議会への参加 決定事項の伝達 技術支援 広報 関係機関との調整
3. 茨城県	2 名	携帯電話	1 台	事故情報の提供 決定事項の伝達
4. 東海村	2 名	携帯電話	1 台	事故情報の提供 決定事項の伝達
5. 事業所外運搬に係る 特定事象発生場所	派遣する要員及び資機材の数量等は運搬計画書に定める			
6. その他関係機関	3 名	放射線サーベイメータ	2 台	環境モニタリング
7. 他の原子力事業者で発生した 原子力災害への協力	2 名	放射線サーベイメータ	2 台	環境モニタリング

派遣要員及び資機材等の輸送は原則として陸路で行う。

- *1 E R C、オフサイトセンター、茨城県への派遣者のうち 1 名は副原子力防災管理者とする。
- *2 状況により増員を考慮する。
- *3 現地対策本部長は、貸与資機材が不足する場合、機構対策本部長に支援を要請し、原則として機構内他拠点との連携により確保する。

別表－１１（２） 原子力緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣先*1	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務
1. 原子力規制庁 E R C	2 名	携帯電話	1 台	事故情報の提供 決定事項の伝達 情報の共有
2. オフサイトセンター	9 名	携帯電話	1 台	事故情報の提供 原子力災害対策協議会への参加 決定事項の伝達 技術支援 広報 関係機関との調整
3. 茨城県	2 名	携帯電話	1 台	事故情報の提供 決定事項の伝達
4. 東海村	2 名	携帯電話	1 台	事故情報の提供 決定事項の伝達
5. 事業所外運搬に係る 特定事象発生場所	派遣する要員及び資機材の数量等は運搬計画書に定める			
6. その他関係機関	3 名	放射線サーバイメータ	2 台	環境モニタリング
7. 他の原子力事業者で発生した 原子力災害への協力	2 名	放射線サーバイメータ	2 台	環境モニタリング

派遣要員及び資機材等の輸送は原則として陸路で行う。

*1 E R C、オフサイトセンター、茨城県への派遣者のうち 1 名は副原子力防災管理者とする。

*2 状況により増員を考慮する。

*3 現地対策本部長は、貸与資機材が不足する場合、機構対策本部長に支援を要請し、原則として機構内他拠点との連携により確保する。

別表－１１（３） 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣先*1	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務
1. 原子力規制庁 E R C	2 名	携帯電話	1 台	事故情報の提供 決定事項の伝達 情報の共有
2. オフサイトセンター	9 名	携帯電話	1 台	事故情報の提供 原子力災害対策協議会への参加 決定事項の伝達 技術支援 広報 関係機関との調整
3. 茨城県	2 名	携帯電話	1 台	事故情報の提供 決定事項の伝達
4. 東海村	2 名	携帯電話	1 台	事故情報の提供 決定事項の伝達
5. 事業所外運搬に係る 特定事象発生場所	派遣する要員及び資機材の数量等は運搬計画書に定める			
6. その他関係機関	3 名	放射線サーバイメータ	2 台	環境モニタリング
7. 他の原子力事業者で発生した 原子力災害への協力	2 名	放射線サーバイメータ	2 台	環境モニタリング

派遣要員及び資機材等の輸送は原則として陸路で行う。

*1 E R C、オフサイトセンター、茨城県への派遣者のうち 1 名は副原子力防災管理者とする。

*2 状況により増員を考慮する。

*3 現地対策本部長は、貸与資機材が不足する場合、機構対策本部長に支援を要請し、原則として機構内他拠点との連携により確保する。

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者 住所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9 氏名 印 （ 法人にあってはその名称及び代表者の氏名 ） （担当者 所属 電話 ）	
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	茨城県知事 ○○ ○○ 殿 東海村長 ○○ ○○ 殿
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日

原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長 殿

届出者

住所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9

氏名 印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第 8 条
第 4 項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3	
業務の種類別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医療に関する措置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日

原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長 殿

届出者

住所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9

氏名 印

（ 法人にあってはその名称及び代表者の氏名 ）

（担当者 所属 電話 ）

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第 9 条第 5 項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3	
区 分		選 任	解 任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長 殿

届出者

住所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9

氏名 印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備の性能検査申請書

原子力規制委員会 殿

年 月 日

住所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9
 氏名 独立行政法人日本原子力研究開発機構
 理事長 印

原子力災害対策特別措置法第 11 条第 5 項の規定により次のとおり放射線測定設備
 の性能検査を受けたいので申請します。

原子力事業所の名称及び所在地		独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3
原子力事業所内の放射 線測定設備	設置数	
	その概要	

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長 殿

届出者

住所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9

氏名 印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3	
放射線障害防護用器具	汚染防護服		組
	呼吸用ボンベ付き一体型防護マスク		個
	フィルター付き防護マスク		個
非常用通信機器	緊急時電話回線		回線
	ファクシミリ		台
	携帯電話等		台
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器		台
			台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台
	中性子線測定用サーベイメータ		台
	空間放射線積算線量計		個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定機器		台
	その他	エリアモニタリング設備	台
		モニタリングカー	台
その他資機材	ヨウ素剤		錠
	担架		台
	除染用具		式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

特定事象発生通報

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長 殿	
第 1 0 条通報 <u>通報者名</u> <u>連絡先</u>	
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3
特 定 事 象 の 発 生 箇 所	
特 定 事 象 の 発 生 時 刻	(2 4 時間表示)
発 生 し た 特 定 事 象 の 概 要	特 定 事 象 の 種 類
	想 定 さ れ る 原 因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等
そ の 他 特 定 事 象 の 把 握 に 参 考 と な る 情 報	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

特定事象発生通報

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、茨城県知事、東海村長 殿	
第 1 0 条通報 <u>通報者名</u> <u>連絡先</u>	
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	(24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等
その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

特定事象発生通報（第2報以降）

平成 年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長 殿 関係自治体・関係機関 御中 通報者 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3 独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 原子力防災管理者 ○○○○ (担当者 所属 電話)		
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づ く通報以降の情報を通報します。		
原子力事業所の名称 及び場所	独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所（事業区分： ） 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3	
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分（24 時間表示）	
発生 した 特定 事象 の 概 要	特定事象の種類 原子力緊急事態に相当（ ☐ する， ☐ しない）	
	想定される原因 ☐ 特定 _____ ☐ 調査中	
	検出された放射 線量の状況、検 出された放射性 物質の状況又は 主な施設・設備 の状態等 別紙を参照	
その他特定事象の把 握に参考となる情報	被ばく者の状 況及び汚染拡 大の有無 （確認時刻 時 分）	被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有：被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有： _____
	気象情報 （確認時刻 時 分）	・天候 : ・風向 : ・風速 : ・大気安定度 :
	周辺環境への影響	☐ 無 _____ ☐ 有： _____
	応急措置	

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

特定事象発生通報（第2報以降）

平成 年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、茨城県知事、東海村長 殿 関係自治体・関係機関 御中 通報者 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3 独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 原子力防災管理者 ○○○○ (担当者 所属 電話)		
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づ く通報以降の情報を通報します。		
原子力事業所の名称 及び場所	独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所（事業区分： ） 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3	
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分（24 時間表示）	
発生 した 特定 事象 の 概 要	特定事象の種類 原子力緊急事態に相当（ ☐ する, ☐ しない）	
	想定される原因 ☐ 特定 _____ ☐ 調査中	
	検出された放射 線量の状況、検 出された放射性 物質の状況又は 主な施設・設備 の状態等 別紙を参照	
その他特定事象の把 握に参考となる情報	被ばく者の状 況及び汚染拡 大の有無 （確認時刻 時 分）	被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有：被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有： _____
	気象情報 （確認時刻 時 分）	・天候 : ・風向 : ・風速 : ・大気安定度 :
	周辺環境への影響	☐ 無 _____ ☐ 有： _____
	応急措置	

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

応急措置の概要報告

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、茨城県知事、東海村長 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構

東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所

第 2 5 条 報告

原子力防災管理者

連絡先

原子力緊急事態応急措置の概要について、以下の通り報告します。

発 信 日 時	平成 年 月 日 時 分	送 信 者			
1. 事 故 件 名 : 2. 事故発生日時 : 平成 年 月 日 時 分 3. 応急措置の概要 <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> 4. その他の事項 :					

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

応急措置の概要報告

内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構

東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所

第 2 5 条 報告

原子力防災管理者

連絡先

原子力緊急事態応急措置の概要について、以下の通り報告します。

発 信 日 時	平成 年 月 日 時 分	送 信 者			
1. 事 故 件 名 : 2. 事故発生日時 : 平成 年 月 日 時 分 3. 応急措置の概要 <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> 4. その他の事項 :					

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

防災訓練実施結果報告書

年 月 日 原子力規制委員長殿 届出者 住所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話) 防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 1 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	
原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 3 3
防 災 訓 練 実 施 年 月 日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防 災 訓 練 の 項 目	
防 災 訓 練 の 内 容	
防 災 訓 練 の 結 果 の 概 要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。